

# 知財法務の勘所Q & A（第79回）

## 欧州委員会による標準必須特許に関する規則案及び特許の強制実施権に関する規則案について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士 後藤 未来  
弁理士 市川 祐輔

**Q1** 欧州委員会における標準必須特許に関する規則案、特許の強制実施権に関する規則案の概要を教えてください。

**A1** 標準必須特許（Standard Essential Patent、以下「SEP」）に関する規則案（以下「本SEP規則案」）、及び特許の強制実施権に関する規則案（以下「本強制実施権規則案」）は、欧州委員会（European Commission）によって、2023年4月27日に提案されたものです<sup>1</sup>。この提案は、2023年6月1日から開始した統一特許裁判所制度を補完するものと位置づけられています。これらの規則案が実際に発効するためには、欧州議会や理事会において審議・採択等の手続きを経る必要があります。本稿執筆時点では未発効です<sup>2</sup>。

SEPは、主に通信技術（例えば、LTE、5G、Wi-Fi、Bluetooth、NEF）やデータ圧縮等の技術分野において策定された規格を実施するのに必須の特許です。それらの規格に準拠して製品を製造・販売等する実装者と、当該規格のSEPの特許権者の間では、かねてよりライセンス条件等を巡る紛争が頻発しています。本SEP規則案<sup>3</sup>は、そうした状況を踏まえ、SEPの権利者と実装者の間におけるSEPに関する情報の透明性の向上や効率的な交渉の促進等を目的とし、以下の内容を含むものです。

① 各規格に関するSEPのアグリゲートロイヤリティの公表
② EUIPO（欧州連合知的財産庁）によって管理されるデータベースへのSEP等の登録
③ SEPの必須性の検証と結果の公表
④ FRAND条件に関する調停手続き

1 [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_23\\_2454](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2454)

2 [https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0133\(OLP\)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0133(OLP))

[https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0129\(OLP\)](https://oeil.secure.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?lang=en&reference=2023/0129(OLP))

3 [https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM\\_2023\\_232\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v13.pdf](https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM_2023_232_1_EN_ACT_part1_v13.pdf)

なお、本SEP規則案が適用される対象は、原則として、その発効以降に公表される技術規格とされ、それ以前に既に公表済みの技術規格は、原則として対象外とされます。

強制実施権は、当局が、権利者の同意がなくても強制的に特許発明の実施権限を第三者に許可するものです。特許権のライセンスは、本来であれば、権利者と実施者間の自発的な交渉・合意に基づくことが望ましいものですが、そのような任意の合意プロセスが十分に機能せず、欧州内のクロスボーダーのサプライチェーンに関する危機的な状況が生じることも想定されます。本強制実施権規則案<sup>4</sup>は、そのような欧州の危機ないし緊急事態が生じた場合に、欧州委員会が強制実施権を付与できるようにするものです。

**Q2** 本SEP規則案の具体的な内容を教えてください。

**A2** 本SEP規則案は、全72条からなり、その内容は多岐にわたりますが、主な内容を纏めると以下ようになります。

① 規格に関するアグリゲートロイヤリティ（当該規格に必須の全ての特許のロイヤリティの合計）についての公表（5条2項（g））。 ・上記アグリゲートロイヤリティの決定にあたり、調停者の関与（17条）や法的拘束力のない専門家による意見（18条）を踏まえた手続きも規定されています。
② SEPの登録。 ・SEPは、対応する規格の公表又は特許付与から6か月以内に登録されなければならないとされます（20条3項）。 ・上記の期間に登録されなかったSEPについては、SEP権利者は、登録されるまでの間、対応規格の実装に関してロイヤリティや損害賠償金を受領する権限を有しないとされます（24条2項）。
③ SEPの必須性の確認。 ・SEPは、所定の手続きで選任された評価者によって、規格に対する必須性の検証が行われます（28条2項）。検証対象となる特許は、ランダムにサンプリングされたもの（29条1項）に加え、SEP権利者及び実施者が提案した所定数の特許も対象となります（29条5項、6項）。 ・必須性の検証においては、利害関係者及びSEP権利者は意見を提出できます（30条、31条）。評価者による検証結果は、理由とともに公表され、裁判所等における証拠として利用され得るものですが（28条6項）、法的拘束力までではないとされます（28条5項）。
④ FRAND条件に関する調停手続き。 ・SEP権利者が加盟国の裁判所でSEPの侵害訴訟を提起する前や、SEPの実装者が加盟国の裁判所でSEPのFRAND条件の決定を申請する前には、この手続きの開始を申請する必要があります（34条1項）。また、この手続きは、FRAND条件に関する紛争当事者によって任意にも開始し得ます（34条3項）。

4 [https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM\\_2023\\_224\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v11.pdf](https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM_2023_224_1_EN_ACT_part1_v11.pdf)

- ・FRAND条件の調停手続きは、所定の手続を経て選任された調停者によって行われ（39条・40条）、当事者の意見（50条等）や、場合によっては専門家の意見も聴収されます（49条）。
- ・この手続きは、9か月以内に終了し（37条1項）、この期間は加盟国内の訴訟は中断されず（37条2項）。
- ・調停者によるFRAND条件の決定結果は当事者に報告され（57条）、機密事項以外は公表されます（5条2項（i）、57条3項）。
- ・当該手続きの開始を申請した当事者と、相手方当事者の双方が宣言すれば、決定の結果は両当事者を拘束します（38条4項（a））。

**Q3** 本強制実施権規則案の具体的な内容を教えてください。

**A3** (1) 強制実施権の付与の条件、手続き等

欧州委員会は、所定の危機又は緊急モード<sup>5</sup>が作動・宣言された場合に、強制実施権を付与できるとされます（本強制実施権規則案4条。以下で参照する条項番号は同規則案のもの）<sup>6</sup>。この強制実施権の対象となるのは、登録特許、公開後の特許出願、実用新案登録、及び、補助的保護証明書です（2条1項）。

欧州委員会は、法的拘束力のないアドバイザリーボードの意見（6条）と、権利者及び実施者から提出される意見内容を踏まえて、強制実施権を付与します（7条）。権利者及び実施者からの意見の対象事項としては、自発的な実施権契約の締結に至る可能性、強制実施権の付与の必要性、報酬を含む連合強制実施権の付与の条件が含まれます（7条3項）。

(2) 強制実施権の内容・範囲等

強制実施権の内容としては、非排他的、譲渡不可の権利とされ、危機又は緊急モードに対処する目的の範囲及び期間内において、危機に関連する製品を実施できる者に対してのみ、欧州連合の領域に限定して付与されるものです。また、権利者に対する十分な報酬の支払いが条件とされ（5条）、その報酬額（ライセンシーの総売上の合計の4%を超えてはならないとされる）は欧州委員会によって決定されます。また、強制実施権の対象となる製品は、欧州連合内の市場に供給されるものに限られ、欧州連合外への輸出は実施権の対象外とされます（11条）。

付与される強制実施権においては、対象となる特許等、権利者、ライセンシー、付与期間、ライセンスの対価、危機関連製品などが規定されます（8条）。

以 上

5 [https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM\\_2023\\_224\\_1\\_EN\\_annexe\\_proposition\\_part1\\_v7.pdf](https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM_2023_224_1_EN_annexe_proposition_part1_v7.pdf)

6 [https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM\\_2023\\_224\\_1\\_EN\\_ACT\\_part1\\_v11.pdf](https://single-market-economy.ec.europa.eu/system/files/2023-04/COM_2023_224_1_EN_ACT_part1_v11.pdf)